

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53

第5章 目標達成のための施策

1 環境への負荷が少ない循環型社会に向けた施策について

今後私たちは、資源を効率的かつ循環的に有効利用する循環経済への移行を推進し、気候変動や環境汚染などの課題に適応した質の高い生活など持続可能な社会の実現が求められています。

循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物・産業廃棄物について更なる発生抑制やリサイクル等の取組が必要となります。

こうしたことから、本計画では、上位計画となる長崎県総合計画（みんなの未来図 2030）に掲げる基本戦略3「安心して生活できる環境づくりを推進する」のうち、施策4「環境への負荷が少ない循環型社会づくり」の3つの施策である[食品ロス削減などの4Rの推進] [プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進] [廃棄物の適正処理の推進]を重点的に取り組むとともに、今後の人口減少や市町が運営する廃棄物処理施設の維持管理コスト増大などの課題に対応するため、持続可能な廃棄物処理体制の確保に必要な施策を盛り込むこととします。

環境への負荷が少ない循環型社会に向けた3つの施策について

1 - 食品ロス削減などの4Rの推進

- (1) 実践型4Rの推進
- (2) 多チャンネル連携型による普及啓発強化
- (3) 従来の取組
- (4) 食品ロス削減の推進
- (5) 各種リサイクル法等に関する取組
- (6) その他の取組
- (7) ネットワーク形成の推進

1 - プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進

- (1) プラスチック資源循環促進法
- (2) 海岸漂着物対策の推進

1 - 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 各主体による適正処理の推進
- (2) 一般廃棄物の適正処理の推進
- (3) 産業廃棄物の適正処理の推進
- (4) 散乱ごみ対策の推進

1 - 食品ロス削減などの4Rの推進

食品ロス削減のため、消費者、事業者等に対する普及啓発、フードバンクの取組を推進します。また、廃棄物削減のため、県民、事業者、自治体等からなる「ながさき環境県民会議」を中心として4Rを推進します。

一般廃棄物の削減・リサイクルに向け市町と連携した生ごみひと絞り事業等による取組の実践

4R(ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用)の推進に向けた、SNS等による効果的な情報発信・周知啓発の推進

ながさき環境県民会議を中心とした県民運動の展開

長崎県は4R

Refuse
リフューズ

Reduce
リデュース

Reuse
リユース

Recycle
リサイクル

(1) 実践型4Rの推進(県民運動)

本県の焼却ごみのうち、高い割合である厨芥類(約4割)及び紙類(約2割)について、家庭系食品ロス発生量(特に直接廃棄)の減量化を含めた4Rに関する行動変容を促し、普及啓発を図る必要があり、効果的な啓発と併せて、実践型4Rに取り組みます。

《県民会議・市町と連携した実践型4Rの推進(行政の取組)》

県民運動として、ア.生ごみひと絞り、イ.紙類(雑紙含む)のリサイクル推進、ウ.冷蔵庫在庫使い切りの実証実験を通して、県民の意識の醸成につなげ、展開を図ります。

具体的には、協力市町や団体において本県の課題である厨芥類及び紙類の減少について検討協議を実施し、実証実験を通じて実践型4Rを推進します。また、市町と連携した普及啓発協力市町の広報誌や庁舎デジタルサイネージ等の媒体を通じて、一体感のある普及啓発を実施し、地域住民への実践型4Rの定着を目指します。

ア 生ごみひと絞り

- ・生ごみの約80%は水分と言われており、水切りを一度することで、5~10%ものごみの減量やごみ処理費用や地球温暖化の原因となるCO₂排出量の削減が期待されることから、令和6年度から実施している生ごみひと絞り事業を通じて、生ごみの水切りに取り組みます。(「生ごみひと絞り事業」)協力



市町にてモニターを募集し、生ごみ水絞り器を配布、生ごみひと絞りの3つのコツ（濡らない、捨てる前に絞る、乾かす）を実践していた定期間、減少した水分量を記録。

イ 紙類のリサイクル推進

- ・雑がみを分別し雑紙回収に出すことを通じて、雑がみの分別回収をきっかけに県民の意識の醸成につなげ可燃ごみとなる紙類を減少します。
- （雑がみ回収袋の利用等）



出典：環境省小冊子「3Rまなびあいブック（大人）」より抜粋
<https://www.env.go.jp/content/900537888.pdf>

ウ 冷蔵庫在庫使い切り

- ・冷蔵庫在庫使い切りの促進を通じて、家庭系食品ロス発生量（特に直接廃棄）の減量化に取り組みます。

(2) 多チャンネル連携型による普及啓発強化（効果的な啓発の取組）》

多チャンネルによる環境関連情報の共有（SNSにおける口コミ等）や上記（1）の実証実験の参加者の声を共有し、更なる参加者の増加を目指します。

（行政の取組）

- ・県内在住インフルエンサーや地元メディアを活用したSNS啓発を通じて、県民への実践型4Rの定着を図ります。
- ・県民会議構成団体（小売店等）での店頭キャンペーンを通じて、構成団体及び県民への普及啓発を推進します。
- ・食品ロス：九州食べ切り協力店とタイアップしたInstagramハッシュタグキャンペーンを通じて、協力店や県民への普及啓発を強化します。
- ・平成23年に公布された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」や平成31年3月に改定した「第2次長崎県環境教育等行動計画」などに基づき、学校や地域社会、職場における環境教育・環境学習を推進します。

ア 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

- ・「環境活動eネットながさき」等で各種環境イベント等の情報発信
- ・環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の派遣

イ 協働取組の推進

- ・「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動を推進

1 ウ 人材の育成

- 2 ・環境活動指導者養成講座等（ICTを活用し受講者の拡充を図る）の指導者育成
3 ・各主体や指導者間の交流会等を開催し、ネットワーク体制を支援

4 エ 拠点機能と情報発信の充実

- 5 ・「環境活動 e ネットながさき」等を、県民が利用しやすい情報のプラットフォームにする
6 ・ごみ処理施設、上下水道施設等の生活環境施設及び環境保健研究センター等を体験の場とする
7

- 8 ・学校、家庭、地域、事業者の環境教育に活用できるエコツールの提供

9

10 **(3) 従来の取組**

11 これまでの取組についても引き続き推進します。

12 《県民 1 人 1 人の取組》

13 ア 廃棄物を出さないライフスタイル

- 14 ・マイバック、マイボトルの持参
15 ・「もったいない」の精神のもと、廃棄物の排出を抑制

16 イ 家庭でできる減量化

- 17 ・生ごみの堆肥化、廃食用油のバイオディーゼル燃料化への協力
18 ・賞味期限への正しい理解、食材の食べきり

19

20 《事業者の 4R の取組》

21 ア 廃棄物を出さない事業活動の推進

- 22 ・排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理を行い、原材料の選択や製造・輸送工程などの工夫を行い、自ら排出する廃棄物の排出抑制に取り組みます。
23 ・食材の使い切り、生ごみの水切りやコピー用紙の使用枚数削減、機密文書リサイクルなど、各業種でできる取組を行います。

24

25 イ 廃棄物の発生抑制と再資源化への取組

- 26 ・プラスチック資源循環促進法に基づき特定プラスチック使用製品（フォークなど使い捨てのプラスチック使用製品）の無償配布を控えます。
27 ・販売する製品や容器等が消費された後に、廃棄物の発生抑制、分別排出、適正な処分ができるように、容量の適正化、容器包装の簡素化に努めます。
28 ・使用済みの製品を再び製品または製品の一部として再使用できるなど、適正な循環利用ができる製品の開発や修繕体制の整備に努めます。
29 ・事業者間で連携・協働し、廃棄物のリサイクルに取り組みます。

30

31 ウ 産業廃棄物抑制の取組

- 32 ・再資源化事業高度化法により、製造業者と廃棄物処理業者等の連携による質の高い再生材の利活用を促進するため、双方のニーズや技術情報の提供、マッチング支援の在り方等について検討を進めます。

- 1 ・循環型社会の形成を目的として平成17年4月に導入した産業廃棄物税の収税を活用し、産
2 業廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進を図る事業に取り組みます。
- 3 ・産業廃棄物リサイクル施設設備に係る補助を行います。
- 4 ・長崎県リサイクル製品等認定制度を推進し、認定製品の普及、利活用の促進に努めます。
- 5 ・再資源化事業等高度化法により、中間処理業者等へ再資源化の報告義務やトレーサビリティ
6 （発生から最終処理や再利用までの流れを把握・管理）の確保が求められていることから、
7 トラックスケール導入の施設整備補助を行います。

(4) 食品ロス削減の推進

国による試算によると、日本の食品廃棄物等は年間2,550万トン、そのうち食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間464万トンと推計されており、日本の人口1人1日あたりの食品ロス量は約102gであり、ご飯茶碗1杯分に相当します。日本の食料自給率（カロリーベース）は38%で、食料の多くを海外からの輸入に依存しています。

食料を大量に生産、輸入しているのに、その多くが捨てられており、その処理費用は多額となり、焼却処理による二酸化炭素などの排出量の増加等による環境負荷が多大なものになっています。令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」や令和7年3月に変更の閣議決定がなされた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて、県内における食品ロスの削減の推進に関する計画を改定し、計画の進捗を図りながら、各主体と連携しながら県民運動として食品ロス削減を推進していきます。

ア 教育及び学習の振興・普及啓発等

消費者、事業者等が食品ロスの削減について理解と関心を深め、それぞれの立場から自発的に取り組むよう、教育及び普及啓発の施策を推進していきます。

- ・テレビCMなど各種メディアを活用した広報活動

- ・SNS・啓発冊子等を活用とした冷蔵庫の食材在庫使い切りに関する取組の行動変容につながる周知啓発

イ 食品関連事業者などの取組に対する支援

食品関連事業者及び農林漁業者が実施する食品の生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を支援します。

- ・九州食べきり協力店の拡大、3010運動の推進

ウ 未利用食品を提供するための活動の支援等

食品ロスの削減だけでなく、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある「フードバンク活動」を推進していくため、フードバンク団体や食品関連事業者等との連携強化を図ります。

エ 表彰

食品ロス削減に積極的に取り組む事業者や県民の表彰を行い、その取組を広く周知するほか、ポスター・コンテスト等を通じて食品ロス対策を促進します。

オ 情報の収集及び提供

食品ロスの削減に資する先進的な取組に関する情報を収集し、提供していきます。

- ・HPの更なる充実

1 力 協議会

2 長崎県食品ロス削減計画に基づく長崎県食品ロス推進協議会において協議のうえ、食品ロス削
3 減のための目標値を設定します。

4 (参考)令和12年度の1人1日あたりの食品ロス発生量の目標値 89.4g/人・日

5 **(5) 各種リサイクル法等に関する取組**

6 ア 容器包装リサイクル法に関する取組

7 • 容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集計画において、地域の実情を考慮しながら、こ
8 の計画に沿って容器包装リサイクル対象物の資源化に取り組みます。さらに、長崎県廃棄物
9 対策連絡協議会などの場を活用し、容器包装リサイクルにおける各市町の状況を整理し、そ
10 の推進対策等について協議、意見交換等を行います。

11 イ 家電リサイクル法に関する取組

12 • リサイクル対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)には、鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源が多く含まれているため、適正なリサイクル推進に取り組みま
13 す。
14 • リサイクル対象4品目の不法投棄防止及び離島地域の海上輸送費用負担軽減を目的とした、
15 メーカー等による助成措置を活用します。

16 ウ 小型家電リサイクル法に関する取組

17 • 小型家電には、ベースメタル、貴金属、レアメタルなどの有用な金属が含まれているため、
18 適正なリサイクル推進に取り組みます。
19 • 県内における使用済小型家電の回収量を上げるために、回収ボックス方式やピックアップ方
20 式など、地域の実情に応じた方法による回収システムの構築に努めます。

21 エ 建設リサイクル法に関する取組

22 • 建設工事において、特定建設資材(コンクリート、アスファルト、木材)の適正な分別・再
23 資源化の実施の確保に努めます。
24 • 長崎県リサイクル製品等認定制度により、リサイクル製品の利用に努めます。
25 • 長崎県建設工事共通仕様書へ再生資材の利用について記載し、公共工事における再生資材の
26 使用に努めます。

27 オ 食品リサイクル法に関する取組

28 • 食品関連事業者の理解を深めるため、パンフレット等を配布し、食品リサイクルの必要性等
29 の普及啓発に取り組みます。
30 • 食品残さ等の未利用資源を有効活用するために、必要な施設の整備を支援します。

31 カ 自動車リサイクル法に関する取組

32 • 処理困難物とされるシュレッダーダスト(自動車等破碎物)や環境に影響を及ぼすフロン類
33 の適正処理、再生部品及び再生資源の利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正処
34 理、資源の有効活用の推進に努めます。
35 • 離島地域においては、リサイクル料金の剰余金の一部を用いる離島対策支援事業を積極的に
36 活用し海上輸送費の負担軽減を図ります。

キ その他のリサイクルに関する取組

- ・太陽光パネルの適正なリサイクルの推進に向けて、国のリサイクル義務化に向けた法整備の動向を踏まえつつ、市町、関係機関等と連携し、必要な情報提供や周知啓発に取り組みます。
- ・学校給食などから排出される食品残さや食べ残しの堆肥化、飼料化を推進します。
- ・家畜ふん尿の管理の適正化及び堆肥の品質向上・利用促進を図ります。
- ・焼却施設から排出される焼却残渣（焼却灰）のセメント原料化等への有効利用を推進します。
- ・二輪自動車など廃棄物処理法に基づく広域認定制度の対象品目については、製造事業者等によるリサイクルシステムが構築されていることから、同システムに基づき効率的な再生利用に取り組みます。

廃棄物処理法に基づく広域認定制度

廃棄物の処理を製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とし、環境大臣が認定する特例制度です。

本制度の対象となる廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の両方があり、一般廃棄物については、現在、廃スプリングマットレス、廃パソコンコンピュータ、廃密閉型蓄電池（密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）、廃開放型鉛蓄電池、廃二輪自動車、廃F R P船、廃消火器、廃火薬類、廃印刷機、廃携帯電話用装置、廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃乳幼児用補助装置が広域認定制度の対象品目として定められています。

（6）その他の取組

ア 環境・エネルギー関連産業の育成

- ・県内企業の環境・エネルギー関連市場への新規参入や取引拡大を促進するため、研究開発などの取組を支援します。

イ グリーン購入の推進

- ・循環型社会を形成していくためには、再生品等の供給面における取組を強化することに加え、その再生品に対する需要が確保されることが重要であることから、県ではグリーン購入法に基づく国の方針を踏まえた長崎県環境物品等調達方針を定め、環境物品の調達を推進していきます。

ウ エネルギー回収の推進

- ・一般廃棄物(可燃ごみ)処理施設の整備にあたっては、廃棄物を処理する際に発生する熱エネルギーの利用（サーマルリサイクル）や廃棄物の燃料化など、エネルギー回収に十分配慮した施設整備を図ります。

1
2 エ マテリアルリサイクルの推進

- 3 ·一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、国の交付金制度を活用しながら、各市町のリサイ
4 クル推進に向けた取組に応じた、マテリアルリサイクル施設の整備を図ります。
5 ·プラスチック資源循環促進法の制定により、多くの地域でプラスチックの回収が実施・増加
6 することが見込まれるため、広域的な処理についても検討・促進していきます。

7
8 オ 未利用資源の有効活用の支援

- 9 ·未利用のバイオマスを利活用できる施設の整備を支援します。
10 ·エコフィードを利用している養豚農家を中心に、利用状況、課題等の聞き取りを行い、必要に
11 応じて県内エコフィード製造事業者の情報提供等を実施しながらエコフィードを推進し、関連
12 法令の改正に伴う加熱処理基準対応への支援・指導を行います。

13
14 カ 再生利用に向けた取組への支援

- 15 ·キャンペーンなどを実施して、リサイクルの必要性や重要性等について意識の浸透や醸成を
16 図るとともに、住民や事業者がリサイクルを行いやすい体制や施設の整備に努め、全国と比
17 べて再生利用率が低い紙類の再生利用を推進します。
18 ·県は県民、事業者が行う紙類の再生利用や排出量削減に寄与するため、民間の回収事業や機
19 密文書リサイクルなどの情報収集や新たな回収体制の強化に係る事業の検討などを行いま
20 す。

21
22 **(7) ネットワーク形成の推進**

23 天然資源の消費を最小化する持続可能な循環型社会の形成に向けて、これまで以上に、各主体
24 の一人ひとりの意識改革と行動の変革が必要となってきます。

25 この意識改革と行動の変革を加速させるため、各主体が連携・協働するためのネットワークの
26 要として設置している「ながさき環境県民会議」の取組を引き続き支援していくとともに、ネッ
27 トワークの形成・強化のための各種施策を展開していきます。



1 - プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進

(1) プラスチック資源循環促進法について

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がでてきました。

環境省HPより抜粋

そこで、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じるため、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が令和4年4月に施行されました。

プラスチックの資源循環は、プラスチックのライフサイクル全体において関わりがある、全ての事業者、自治体、消費者の皆様による様々な取組により実現します。



出典：環境省ウェブサイト
<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

県民の取組

ア プラスチック使用製品の合理化によるプラスチックごみの抑制を行います。

- ・特定プラスチック使用製品（フォークなど使い捨てのプラスチック使用製品）を断る
- ・マイボトルやマイバックの持参

イ 事業者及び市町等の回収に適した分別排出をします。

ウ 認定プラスチック使用製品の使用に努めます。

事業者の取組

ア プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック製品を設計します。

・構造について

減量化、包装の簡易化、長期使用可、長寿命化、再使用が容易な部品の使用または部品の再使用、単一素材化等、分解・分別の容易化、収集運搬の容易化、破碎・焼却の容易化

・材料について

プラスチック以外の素材へ代替え、再生利用が容易な材料の使用、再生プラスチックの利用、バイオプラスチックの利用

- ・製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価する など

イ プラスチック使用製品の合理化によるプラスチックごみの抑制を行います。

- ・消費者に提供する特定プラスチック使用製品を有償とする
- ・消費者が商品を購入し又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること

第5章 目標達成のための施策

- 1 ・提供する特定プラスチック使用製品について消費者の意思を確認すること
- 2 ・提供する特定プラスチック使用製品について繰り返し使用を促すこと など
- 3
- 4 ウ 自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行います。
- 5
- 6 エ 排出業者として、プラスチック使用製品の産業廃棄物の排出の抑制及び再資源化に努め
- 7 ます。

行政の取組

ア 市町の取組

- 11 ・家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集・再商品化を行います。

イ 県の取組

- 14 ・国、市町、民間団体等と連携を図りながら、プラスチック使用製品廃棄物の発生抑制と資源
15 化の取組を促進します。併せて、海岸漂着物の効率的、効果的な回収処理や発生抑制対策等
16 に取り組みます。

(2) 海岸漂着物対策の推進について

わが県においては、外国由来のものも含め大量に繰り返し漂着する海洋ごみの回収処理と発生抑制対策が必要となっています

ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸の実現のため、平成21年7月に制定された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第14条に基づき、平成22年10月に策定した「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に掲げる3つの基本目標、「海岸漂着物の円滑な処理」、「県民生活で生じる廃棄物の発生抑制」、「外国由来の海岸漂着物の削減」を柱として各種取組を進めます。

ア 海岸漂着物の効率的・効果的な回収処理や発生抑制対策等の推進

- 29 ・海岸漂着物が集積している海岸においては、県、市町、海岸管理者等が連携して海岸漂着物
30 の円滑な処理を図り、清潔の保持に努めます。
- 31 ・漁業者等が行う海岸漂着物の処理を支援します。
- 32 ・海岸漂着物の中には、陸域から排出されたごみが多いため、海岸漂着物の問題は、県民全て
33 の共通の課題であるとの認識に立って、多くの県民に海岸漂着物の現状を知つてもらい、陸
34 域からのごみを発生させないための啓発活動やごみの回収事業を実施し、効果的な発生抑制
35 対策を推進します。

イ 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- 38 ・県民や、事業者、N P O、大学、行政などの多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれ
39 の立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ連携・協力し
40 ます。

- 1 ・県域を越えた連携としては、福岡県、佐賀県、熊本県及び本県の4県で「有明海クリーンアップ作戦」として漁場の清掃活動に取り組むとともに、4県共通のポスター・リーフレットを作成し、海岸漂着物発生抑制の啓発に努めます。
- 2
- 3

4 ウ 国際協力の推進

- 5 ・本県における外国由来の海岸漂着物や、日本側が起因となる海岸漂着物については、相互の共
6 通の課題であることから、国の外交上の対応と連携しながら課題の解決に努めるとともに、外
7 国人にも海岸漂着物の現状を知ってもらうために、対馬市で行われている日韓市民ビーチクリ
8 ーンアップなど、県内で行われている取組の充実を図ります。
- 9 ・平成21年の日韓知事会議の合意に基づき、平成22年から日韓8県市道（山口、福岡、佐賀、
10 長崎、釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治区）が連携して実施している地域の海
11 岸清掃事業の取組を進めます。
- 12 ・韓国や中国といった近隣国との、海岸漂着物に関する新たな共同の取組の実施について検討
13 します。

14 エ その他の海岸漂着物対策

- 15 ・県民の意識の高揚とモラルの向上や、海岸漂着物の排出抑制を図るため、その現状、処理・
16 発生抑制対策、国際協力等の各種施策に係る環境教育及び消費者教育並びに普及啓発を推進
17 します。
- 18 ・国が推進する海岸漂着物の効率的かつ効果的な回収・処分等に関する調査研究結果等を積極
19 的に活用します。
- 20 ・国が実施する海岸漂着物の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する調査研究に協力し
21 ます。
- 22 ・海岸漂着物や漂流ごみの効率的な回収などについて、必要な助言等を行います。

23 オ プラスチック対策

- 24 ・令和元年度には国において「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、G20大阪サミットで「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」との首脳宣言がありました。
- 25 ・環境省報告によると、くじら類の56パーセント、アオウミガメの62パーセントが海洋プラスチックごみを誤食しており、対馬市が令和6年度に実施した調査結果によると、容量ではペットボトル、漁具等のプラスチック類が漂着ごみ全体の約6割を占める状況にあります。
- 26 ・プラスチック製品が紫外線や熱、波等の要因により5mm未満に微粒化されたマイクロプラスチックも海洋生態系等への悪影響が懸念されています。
- 27 ・今後さらに、使い捨て容器の削減やリサイクル促進、植物を原料とするバイオ素材の利用拡大などの具体策が国で検討され今後取りまとめられる予定であるため、各種主体と連携してこれらの対策を推進していきます。
- 28 ・プラスチックの誤飲のほか、捨てられた釣糸などによる海鳥への被害も多数報告されていることから、漁業者や漁協が行っている漁具等の回収事業を進めて、海洋生物への被害の拡大防止に努めます。
- 29 ・飲食業界におけるプラスチック製のストローを使用しない取組や令和2年7月に義務化され

たレジ袋有料化を契機としたマイバッグの推進などによるプラスチック製品の使用抑制と、分別徹底を推進し、海洋への流出防止に努めます。また、海洋プラスチックごみについても、陸域からのごみを発生させないための啓発活動やごみの回収事業を実施し、効果的な発生抑制対策を推進します。

1 - 廃棄物の適正処理の推進

(1) 各主体による適正処理の推進

廃棄物の適正処理の推進のため、監視パトロールによる不法投棄・違法焼却の未然防止や廃棄物処理業者等の立入検査による不適正処理防止などの対策を推進します。

監視パトロールによる不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導

産業廃棄物処理業者に対する定期的な立入及び適正処理指導

処理業者及び排出事業者に対する研修会の開催

適正処理を推進するためには、事業者が自ら排出した廃棄物の処理状況を確認し、処理業者は廃棄物処理法や各種リサイクル法の趣旨と定められた責任を理解し、各種法令を遵守して適正に廃棄物の処理を行うことが重要です。

また、不法投棄防止対策としては、第一に未然防止を図ることが重要であり、県民や事業者は廃棄物の処理に関する諸手続きや規定を理解し、適正処理に対する意識を持つことが大切です。

このため、行政は研修会を開催する等、県民や事業者の意識向上を図るとともに、事業所等への立入検査や不法投棄等監視パトロールを実施して、適正処理の推進に努めます。

なお、不適正処理が行われた場合は、法に基づき厳正に対処します。

適正処理の推進に向けた取組

排出事業者の取組

ア 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行

・廃棄物処理法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法など関連する法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理を行います。

イ 適正対価の負担及び適正処理の確認

・産業廃棄物の処理を委託する場合には、許可を有する適正な業者を選定し、適正な対価を支払います。

・委託にあたっては委託契約を締結するとともに、必ずマニフェストを交付し、委託業者等から送付されたマニフェストの内容に基づき、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認します。なお、マニフェストの交付等の状況に関しては、毎年、県（長崎市、佐世保市を含む。）へ報告します。

ウ 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進

・資材の購入等にあたっては、不要な包装等ごみになるものを可能な限り排除し、廃棄物となるものの持ち込みを減らします。

・事業活動に伴って生じた廃棄物は分別して排出し、再資源化の実施に努めます。

- 1 ・製品の製造にあたっては、拡大生産者責任を考慮し、リサイクルしやすい製品を開発すること等によって、再生利用率の向上を図ります。また、製品の製造にあたっては再生資源を利用するよう努めるとともに、需要に応じた資源循環の促進に努めます。
- 2 ・事業活動に伴い連続的に発生する廃棄物については、可能な限りリサイクルできる体制を構築し、廃棄物の減量化に努めます。
- 3
- 4
- 5
- 6

7 **処理業者の取組**

8 ア 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行

- 9 ・廃棄物処理法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法など関連する法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理を行います。
- 10
- 11
- 12

13 イ 適正処理の報告

- 14 ・収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者はマニフェストに必要事項を記載し、マニフェスト交付者等へ適正に処理を行ったことを報告します。
- 15 ・中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物の最終処分を委託する場合、自らマニフェストを交付して収集運搬及び処理が適正に行われたことを確認します。
- 16
- 17
- 18

19 ウ リサイクルの推進

- 20 ・中間処理後の産業廃棄物や処理過程で発生する副産物等は、可能な限りリサイクルして、廃棄物の減量化を図ります。
- 21
- 22

23 エ 最終処分場の適正管理

- 24 ・最終処分業者は、最終処分場に関する基準を遵守し、許可品目以外の廃棄物の混入を防止するとともに、処分場の残余容量を的確に把握し計画的かつ適正な維持管理を行います。
- 25
- 26

27 行政の取組

28 ア 排出事業者、処理業者及び処理施設への監視・指導

- 29 ・廃棄物適正処理推進指導員を配置し立入検査の強化を図り、適正処理の推進に努めます。また、県民等からの情報には迅速に対応します。
- 30 ・不適正処理が確認された際は、立入検査や指導を強化し、法に基づいて厳正な措置を講じます。
- 31 ・立入検査マニュアルや適正処理指導要綱等により、統一的かつ効果的な立入検査を行います。
- 32
- 33
- 34

35 イ 現状の把握と効果的対策の検討

- 36 ・マニフェスト交付等状況報告書や処理業者からの実績報告書等を基に排出量、減量化量、最終処分量等の現状把握に努めます。
- 37
- 38
- 39

ウ 適正処理推進のための啓発

第5章 目標達成のための施策

- 1 ・県民や事業者に対し、廃棄物処理法や各種リサイクル法等に関する広報等を行うことにより、廃棄物の適正処理について周知徹底を図ります。
- 2 ・排出事業者等を対象とした研修会を開催し、適正処理及び各種リサイクル法等の趣旨と定められた責務についての理解を図ります。
- 3
- 4
- 5

工 関係機関との連携

- 7 ・関係各課、市町、警察、大学など関係機関との情報交換を密にし、適正処理の推進及び不適正処理発生時における生活環境保全上の支障の未然防止及び除去に努めます。
- 8
- 9

10 不適正事案への対応

- 11 ・廃棄物の不適正処理が行われた場合、生活環境保全上の支障が発生することを防止するため、一般廃棄物については市町、産業廃棄物については県（長崎市、佐世保市を含む。）において、行政処分（改善命令、措置命令及び許可の取消し）を迅速かつ厳正に行います。
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34

不法投棄の未然防止対策

県民の取組

ア 適正なごみ出しと処理料金やリサイクル料金の負担

- ・ごみを排出するときは、居住する自治体が定めたルールに従い、不法投棄をしない、させないように努めるとともに、汚染者負担の原則を自覚し、処理料金やリサイクル料金を負担します。
- ・家電リサイクル法に従い、対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）を処分するときは、家電小売店等に引き渡し、所定の運搬、リサイクル料金を支払います。
- ・自動車リサイクル法に従い、リサイクル料金を預託し、使用済自動車を引取業者に引き渡します。
- ・平成29年8月に発効した水銀に関する水俣条約に基づき、水銀を使用した体温計・血圧計などを処分するときは、定められた方法により適正に処理します。
- ・その他のリサイクルシステムを活用して廃棄物を処理する場合には、定められた方法により適正に処理します。

イ 行政への情報提供

- ・不法投棄や違法な野焼き等を発見した場合は、不法投棄ホットラインなどを通じて行政に情報を提供します。

不法投棄ホットライン窓口

（長崎県）0120-790-530

事業者の取組

ア 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行

- 1 ・廃棄物処理法、建設リサイクル法及び食品リサイクル法など関連する法令を遵守し、産業廃
2 棄物の不法投棄や違法な焼却処理等を行いません。
3 ・市町等の処理システムを活用する場合は、定められた分別方式を遵守し、必要な処理・リサ
4 イクル料金を負担します。

7 イ 適正処理の確認

- 8 ・産業廃棄物排出事業者が処理を委託する場合は、許可を有する業者を選定し、委託契約を締
9 結し、必ずマニフェストを交付して適正に処理が行われたことを確認します。
10 ・収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者はマニフェスト交付者等に対して、適正な処分の
11 実施状況等を報告します。

13 ウ 行政への情報提供

- 14 ・輸送や廃棄物関連の事業者は、業務の中で不法投棄などを発見した場合は、行政に情報を提
15 供します。

17 行政の取組

18 ア 不法投棄等監視パトロールの実施

- 19 ・廃棄物適正処理推進指導員等による不法投棄等監視パトロールを実施して不法投棄・違法焼
20 却の未然防止と早期発見・指導に努めます。また、不法投棄ホットラインを通じた県民から
21 の情報等には迅速に対応します。
22 ・不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要と
23 しない区域についても、当該区域から新たな支障が生ずることがないよう、当該区域の状況
24 等について定期的に確認を行います。

26 イ 不法投棄防止のための啓発

- 27 ・県民や事業者に対し、廃棄物処理法や各種リサイクル法等に関する広報等を行うことによ
28 り、不法投棄の防止について周知徹底を図ります。
29 ・環境月間の時期に、警察、海上保安部及び市町等と協力し、陸域、海域、空域における不法
30 投棄等監視合同パトロールを実施して県民や事業者等への周知を図ります。

32 ウ 関係機関との連携

- 33 ・警察、海上保安部、市町及び業界団体等で構成する長崎県産業廃棄物不法処理防止連絡協議
34 会を中心として不法投棄防止対策を推進します。
35 ・関係団体等と連携した監視体制の構築を図るなど、不法投棄防止に対する監視活動の充実に
36 努めます。

38 不法投棄事案への対応

- 39 ・不法投棄事案については、投棄物や目撃情報等から投棄者を調査し、撤去、改善を指導しま
40 す。

第5章 目標達成のための施策

- 1 ・行政指導に従わない等、悪質な事案については、警察等と連携して法に基づき、厳正に対処します。
- 2 ・不法投棄された廃棄物により、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがある場合には、廃棄物処理法に従い、原因者に対して原状回復等の措置を命令します。
- 3
- 4
- 5

1 (2) 一般廃棄物の適正処理の推進

2 市町は、廃棄物処理法第6条の規定により、その区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないことになっています。また、同法第6条の2の規定
3 により、市町は、その計画に従って、その区域内における一般廃棄物を処理しなければならない
4 こととなっています。一般廃棄物の処理にあたっては、各市町が定める一般廃棄物処理計画に沿
5 って進めています。

6 一般廃棄物の処理は市町の責務となっており、それぞれの市町で一般廃棄物を処理するほか、
7 複数の市町が共同して、その地域内で集約処理を行います。

8 なお、事業系の一般廃棄物については、廃棄物処理法第3条に定めるとおり事業者自らの責任
9 において処理することを基本としますが、各市町が定める一般廃棄物処理計画に基づいて処理する
10 場合には、事業者は市町等の施策に積極的に協力し、適正な処理を行うこととします。

11 また、施設整備については各市町が定める一般廃棄物処理計画に沿って進めています。

12

13 適正処理への取組

14 ア 最適な処理方法の選択

- 15 一般廃棄物の処理においては、二酸化炭素の排出を抑えた脱炭素社会形成推進の観点も踏まえ、再生利用、中間処理及び埋立処分のうち最適の方法を選択するとともに、焼却処理量、最終処分量が抑制されるよう配慮します。
- 16 プラスチックについては、容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法に基づき、今まで焼却ごみとされてきた製品プラスチックも含め分別収集、再商品化を進めています。

17

18 イ ダイオキシン類の削減

- 19 焼却施設の集約化を進めるとともに、焼却施設の適正な維持管理を行うことにより排出基準
20 を遵守し、ダイオキシン類の排出削減を図ります。

21

22 ウ 廃焼却炉の早期解体

- 23 集約化等に伴い廃止されたごみ焼却施設については、国の交付金等を活用し、早期解体を進めます。

24

25 エ し尿・生活排水の適正処理

- 26 汚水処理の普及拡大と適切な維持管理を促進します。
- 27 し尿処理施設の整備に際しては、メタンガスやリンの回収設備等の資源化設備の導入を推進します。

28

29 施設整備の施策

30 ア 地域内・県内完結型廃棄物循環・ごみ処理広域化・集約化システムの構築

- 31 市町や一部事務組合、広域ブロックなど、各々の地域内で発生した廃棄物は、できるだけそ
32 の地域又は県内のリサイクルや処理が完結できるよう、施設整備を推進します。

第5章 目標達成のための施策

- 1 ・持続可能な廃棄物処理のため、県が主体となりごみ処理広域化・集約化協議会を設置し、
2 市町と連携して、ごみ処理施設の長期広域化・集約化計画を策定します。
- 3 ・必要に応じて、市町が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託する等、民間活用も検討し
4 ていきます。

イ . 適切な収集体制の確保等

- 7 ・収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮するとともに、容器包装リサイクル法及び
8 プラスチック資源循環促進法に基づき一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収
9 集体制を確保します。
- 10 ・運搬に関しては、ごみ処理施設の広域化・集約化や市町の地勢等に応じて効率的な運搬が行
11 えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、EVごみ収集車の導入等
12 や中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行います。

ウ . 施設整備

- 15 ・一般廃棄物処理施設の整備については、国の廃物処理施設整備計画に基づき、廃棄物の発生抑
16 制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標の設定及びコスト比較を行ったうえで、
17 地域における循環型社会の形成に資する総合的な計画である一般廃棄物処理計画に基づき実
18 施します。
- 19 ・県は循環型社会の形成に向け、ごみ処理広域化・集約化や民間施設の利用について市町と連携・
20 協議し、国の循環型社会形成交付金制度等を活用しながら、必要な処理施設の整備を推進しま
21 す。

エ . 最終処分場の確保

- 24 ・4Rを推進し、最終処分量を減少させることで、最終処分場の延命化に努めるとともに、地
25 域ごとに必要となる最終処分場を計画的に確保します。そのため、地域ごとに必要となる最
26 終処分場については、今後とも国の交付金制度を活用し整備を行います。

オ . 再資源化施設の整備

- 29 ・一般廃棄物の更なるリサイクルを推進するため、「市町村における循環型社会づくりに向け
30 た一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、リサイクル品目の増加を見据えたリサイクル
31 センター等の再資源化施設の整備を推進します。
- 32 ・必要に応じて民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して廃棄物処理施設の整備を行
33 います。

カ . 汚泥再生処理センターの整備

- 36 ・し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するだけではなく、生ごみ等の有機性廃棄物を同時に処理
37 することで、堆肥やエネルギーを生み出す汚泥再生処理センターの整備を推進します。

キ . 廃棄物処理施設の延命化等

- 40 ・厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を確保していくた
41 め、既存の施設を有効に活用し、長寿命化を図るストックマネジメントの手法を導入し、廃

1 棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や整備を行い、施設の長寿命化・延命化を図ります。

4 **運営・管理体制の検討**

5 ア. 施設の維持管理、操業の安全性の確保

- 6 ・施設の維持管理及び安全衛生に努めるとともに、関係法令に基づき、日常の運転管理及び保
7 守管理、予防措置、事故発生時の緊急対応及び防災教育・訓練など、施設の安全な操業に努
8 めます。

10 イ. 有料化の推進

- 11 ・経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量
12 に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を
13 検討します。

15 **自治体に対する技術的な支援等**

16 県は、一般廃棄物の処理に関する市町の責務が十分果たされるように、必要な技術的助言を与
17 えるよう努め、次の取組を推進します。

19 ア. 市町間の調整や情報の提供

- 20 ・長崎県廃棄物対策連絡協議会等の場を活用し、廃棄物処理に関する市町間の調整や情報の提
21 供を行います。

23 イ. 県内の市町や他県等との調整等

- 24 ・災害発生時や感染症蔓延などにより、各市町で廃棄物の処理が滞る場合には、県は、県内各市
25 町や一部事務組合のほか、他県や廃棄物関係業界と調整等を行い、その適正処理のための支援
26 等を行います。

28 【長崎県廃棄物対策連絡協議会】

長崎県における廃棄物の適正な処理を確保し、地域の環境保全を図ることを目的として「長崎県廃棄物対策連絡協議会」を設立、運営している。

【構成】県内 21 市町、県立保健所及び長崎県資源循環推進課

【協議事項】

- (1) 廃棄物の適正処理に関すること。
- (2) 廃棄物の発生抑制、減量化及び資源化に関すること。
- (3) 適正処理困難指定廃棄物の処理に関すること。
- (4) 容器包装分別収集及び再商品化促進法に対応するための事項に関すること。
- (5) 廃棄物の広域処理に関すること。
- (6) 国、県並びに市町の動向に係わる情報交換に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項。

（3）産業廃棄物の適正処理の推進

産業活動に伴って排出される産業廃棄物は、排出事業者処理責任の原則のもと、事業者が自ら排出抑制や循環利用に率先して取り組むものとします。また、排出事業者や処理業者は、法令を遵守し、地域住民の信頼を得られるよう安全で安心できる処理施設の確保と維持管理に努めます。そのうえで、循環経済への移行に向け、処理業者は、廃棄物の再資源化事業の高度化について検討を行い、資源の有効利用や環境負荷の低減に資する取組を推進することが期待されます。

このため、県は、市町や事業者等と緊密な連携を図っていくとともに、府内においては、各種会議等を活用し、各部が行う施策の横断的連携を保ち、連絡調整を図ることで、適正処理の推進に努めます。

適正処理への取組

ア 循環利用及び適正処理の推進

- ・本県の地域特性に合った環境産業の創設や育成を推進し、県内から排出される廃棄物は、可能な限り県内で循環利用し、適正に処理することを目指します。
- ・循環経済への移行という社会的背景を踏まえ、製造業者及び処理業者の連携について検討を行います
- ・県外からの廃棄物については、事前協議制度により適正処理の確保を図ります。
- ・産業廃棄物税の収税を活用し、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進のための事業を実施します。

イ 技術開発の支援

- ・県の研究機関において、事業者や地域社会のニーズに応じた産業廃棄物の資源化技術に関する研究に取り組むとともに、民間・大学等との共同研究についても積極的に取り組みます。

ウ 普及啓発の推進、情報の収集・提供

- ・事業者及び処理業者等に対し、研修会・講習会を開催し、廃棄物の排出抑制・減量化・資源化に関する意識の啓発に努めます。また、関係業界・団体等と連携し、廃棄物や環境に関する各種情報を定期的に提供します。
- ・施設設置者が、産業廃棄物処理施設の設置や変更を行う際には、地元住民への説明会や見学会を通して意見を求めるなど定めた産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、助言等を行います。

エ 電子マニフェスト制度の普及促進

- ・事業者は自社処理に限らず、処理を委託する場合であっても、産業廃棄物の発生から最終処分（再生を含む。）に至るまでの全段階において適正な処理が行われるよう、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の使用・確認を徹底する必要があります。排出事業者や処理業者に対しマニフェスト制度の徹底を図るとともに、この制度をより円滑に進めるため、排出事業者及び処理業者と情報処理センターの間で電子情報を用いた電子マニフェスト制度の普及促進に努めます。

1 オ 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の作成

- 2 ・産業廃棄物の多量排出事業者は、事業場から排出する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減
3 量その他処理に関する計画を作成することが廃棄物処理法で定められています。
- 4 ・多量排出事業者が作成した処理計画については、事業者による自主的な排出抑制、再生利用等
5 による減量化を一層推進するため、計画の提出を受けた県等はインターネット等を利用して公
6 表します。
- 7 ・県は、提出された処理計画について、廃棄物の排出抑制や再生利用が、本計画の目標を達成す
8 るために必要な水準に達していない場合、これらの改善について事業者と協議または助言を行
9 います。

10 カ 優良な産業廃棄物処理業者の育成

- 11 ・市場競争の中で、優良な産業廃棄物処理業者の育成が図られるためには、事業者が自らの判断
12 により優良で信頼できる処理業者を選定できることが必要です。そのため、平成23年度に、通常の許可基準より厳しい基準をクリアした産廃処理業者を認定する「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。
- 13 ・優良産廃処理業者認定制度に関する研修会などを開催し、産業廃棄物処理業者の認定取得を促
14 進します。
- 15 ・優良認定事業者に対するインセンティブの付与について検討します。
- 16 ・知見を有する者の協力のもと、真の優良産廃処理業者育成のための研修会を実施し、県内処理
17 業者の育成を図ります。

18 キ 監視・指導の強化

- 19 ・産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者や処理業者、産業廃棄物処理施設に対し、計
20 画的かつ効果的な監視・指導を実施し、法に基づき厳正に対処します。

21 施設整備の施策

22 ア 再生利用等の推進

- 23 ・処理業者は、産業廃棄物の再資源化を促進するため、必要な施設整備と処理工程の効率化
24 に向けた設備導入を推進します。
- 25 ・事業者及び処理業者は、産業廃棄物の焼却施設の整備にあたっては、熱回収が可能な施設の整
26 備を優先します。

27 イ 施設整備に対する助成

- 28 ・事業者及び処理業者が行う施設整備については、国や県の補助事業又は政府金融機関の融資制
29 度等を活用し、施設整備の促進を図ります。

30 処理、処分施設の整備

31 ア 中間処理施設の状況

- 32 ・処理施設の構造基準や維持管理基準、ダイオキシン類排出基準等に適合した処理が推進される
33 よう、処理施設の設置者への周知・指導や、施設への立入検査を推進します。

1 イ．最終処分場の状況

- 2 ・循環型社会の形成並びに最終処分場の延命化を図るため、減量化や再生利用を推進し、
3 最終処分量の削減に努めます。
4 ・最終処分場（特に管理型）の安定確保の観点から、新たに最終処分場を設置する事業者
5 に対しては、施設許可に係る手続き（告示縦覧等）や、申請の際に必要となる調査等につい
6 て、円滑に行えるよう助言を行い、早期設置に向けた取組を行います。

7 個別の処理対策

8 ア 農業系産業廃棄物

9 <現状及び問題点>

- 10 ・本県における家畜排せつ物由来の堆肥の生産可能量と農地への需給については、県全体では概
11 ねバランスがとれている状況にあります。しかし、一部地域では供給過剰が生じ、他の供給不
12 足の地域に移出する等の対応が必要です。
13 ・園芸用廃プラスチックは、主に野菜、花き等のハウス栽培、マルチ栽培等に利用されたもの
14 であり、農業者への啓発と、地域協議会による回収体制の確立により、本県では高水準で回
15 収され、適正に処理されています。今後とも適正処理の啓発を継続し、効率的な回収体制の
16 整備を支援しながら、回収率の維持、向上に努めるとともに排出量の削減に向けた取組が必
17 要です

18 <処理方針>

19 (ア) 家畜ふん尿（動物のふん尿）

- 20 ・家畜ふん尿の堆肥化については、副資材の安定確保と高品質な堆肥づくりに必要な施設整
21 備を推進します。
22 ・「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、化学肥料との配合などによる耕種農家の
23 ニーズにあった安心して施用できる堆肥生産を推進し、需要拡大を図ります。
24 ・堆肥生産量の多い地域から少ない地域へ、地域を越えた堆肥や副資材の流通を推進します。

25 (イ) 園芸用廃プラスチック（廃プラスチック類）

- 26 ・園芸用廃プラスチックについては、適正処理に必要な体制を維持するとともに、長崎県園
27 芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会と各地域の廃プラスチック適正処理推進協
28 議会との連携により、排出時の分別徹底や回収率の向上に加え、排出量の削減を図ります。

29 イ 上下水道系産業廃棄物

30 <現状及び問題点>

- 31 ・水道事業及び下水道事業は、主に市町が事業主体として実施している事業で、これから排出され
32 る汚泥は住民の生活に密接な関係を有する水道水及び下水の処理過程から発生するものです。
33 ・下水道から排出される下水汚泥については、全体の99%以上が建設資材や肥料などに再生利
34 用されており、また、浄水処理過程で生じる浄水発生土についても目標値をほぼ達成している
35 状況ですが、引き続きこれらの再生利用に取り組む必要があります。

36 <処理方針>

- 1 ・下水道から排出される下水汚泥は、全排出量の建設資材（路盤材、管敷設埋設材、セメント原
2 料）や肥料等としての再生利用を促進します。

3 ウ．電気事業系産業廃棄物

4 <現状及び問題点>

- 5 ・本県には、全国有数規模の石炭専焼火力発電所が立地しており、発電に伴い生じる燃え殻
6 （焼却灰）及び集塵機で捕捉されるばいじん（フライアッシュ）が大量に排出されています。
7 ・燃え殻及びばいじんは中間処理による減量化が難しいため、再生利用を一層促進する必要があります。
8 排出量を抑制することは難しいですが、節電等に対する意識を浸透させ、少しでもば
9 いじんなどの発生量を抑制するような取組も必要となります。

10 <処理方針>

- 11 ・発生した石炭灰については品質管理を行い、地盤改良材等の建設資材やセメント原料とし
12 て有効活用し、産業廃棄物としての排出抑制に引き続き取り組みます。
13 ・電気業から排出される産業廃棄物については、そのほとんどが中間処理による減量化が見込
14 めないため、有効利用の用途を開発し、可能な限り再生利用するものとし、どうしても最終
15 処分を要するものについては、自社による最終処分場を長期的かつ計画的な視点から確保
16 し、適正に処分することを基本とします。

17 エ．建設系産業廃棄物

18 <現状及び問題点>

- 19 ・今後も本計画の目標を達成するために、建設廃棄物の発生抑制の積極的な取組を行いつつ、
20 リサイクル資材の利用拡大に向けた取組を推進していくことが重要です。

21 <処理方針>

- 22 ・建設工事から発生する産業廃棄物については、建設リサイクル法に基づき適正処理を推進
23 します。
24 ・公共工事をはじめとしてリサイクル材の積極的な活用を図り、建設廃棄物の資源循環に向
25 けた取組を推進します。
26 ・なお、多量に排出されるコンクリート塊、アスファルト塊及び建設発生木材については、
27 次の方針により処理を推進します。

28 (ア) コンクリート塊及びアスファルト塊

- 29 ・建設業から排出されるコンクリート塊及びアスファルト塊は破碎し、再生骨材などへ再生利
30 用を目指します。

31 (イ) 建設発生木材

- 32 ・建設業から排出される建設発生木材は、国土交通省が定めた「建設リサイクル推進計画
33 2020」の達成基準値である97%の再生利用・減量化を目標としますが、さらに減量化(焼
34 却)の割合を低下させ、チップ化等への再資源化に移行することを目指します。

35 オ 特別管理産業廃棄物

36 <現状及び問題点>

第5章 目標達成のための施策

- 1 ・特別管理産業廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の健康又は生活環境に係る被害を生
2 ずるおそれのある性状を有する廃棄物です。
- 3 ・特別管理産業廃棄物には、次のものがあります。
4 (ア) 燃焼性の廃油
5 (イ) 腐食性の廃酸、廃アルカリ
6 (ウ) 感染性産業廃棄物

8 特定有害産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物、アスベスト廃棄物等)

- 9 ・ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する
10 特別措置法に基づき、その種類ごとに定められた期限内（　）に処理する必要があります。
11 低濃度 PCB 廃棄物（令和 9 年 3 月までに処理が必要）。なお、高濃度 PCB 廃棄物（令和 8 年
12 3 月までに処理が必要）が新たに発見された場合は、国の方針等が決定されるまでの間、所有
13 者等による適正保管が必要。

- 14 ・特別管理産業廃棄物は、その排出事業所が多種多様であり、さらに、その性質や性状がそれぞれ
15 大きく異なることから、一元的・統一的な処理を行うことは困難であり、廃棄物の性質や性
16 状にあった処理体制の整備が必要です。

17 <処理方針>

- 18 ・特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、注意して取り扱う必要があり、普
19 通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められています。また、特別管理産業廃棄物の排出事業
20 者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられています。
- 21 ・排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を中心として、特別管理産業廃棄物の厳重な管
22 理を徹底するとともに、特別管理産業廃棄物処理基準等に基づく適正な処理を推進します。
- 23 ・特に、人の健康や生活環境への影響が懸念される感染性産業廃棄物及び特定有害産業廃棄物（ポ
24 リ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物、アスベスト廃棄物）については、次の方針も併せて対応します。

25 (ア) 感染性産業廃棄物・感染性産業廃棄物については、病原微生物による二次感染の防止
26 が最大の課題でこのため、以下により対応します。

27 感染性産業廃棄物の保管、収集運搬、処分に際しては、国が定めた感染性廃棄物
28 処理マニュアルに従って、適正な処理を推進する。

29 感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物は、区分しないで収集運搬することができ
30 るので、これらを混合して特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）処理業者に
31 処理を委託することを推進する。

32 離島地域においては、事業者又は処理業者による島内処理体制の確立に努めるこ
33 ととするが、必要に応じて、市町による一般廃棄物とのあわせ処理を検討する。

34 各保健所管内（長崎市、佐世保市を含む。）において、県、市町、医師会等の関係
35 機関が連携を図り、感染性廃棄物の適正処理を推進する。

36 (イ) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物

1 ・国のPCB廃棄物処理基本計画や方針等に基づいて、県内のPCB廃棄物の適正処理を推進
2 します。

3 ・PCB廃棄物の処理が完了するまでは、不適正な保管や紛失等によって生活環境の保全上の
4 支障が生ずることがないよう、保管事業者に対し立入検査等を通じて必要な指導を確実に
5 行っていきます。

6

7 (ウ) アスベスト廃棄物

8 ・アスベスト廃棄物の保管、収集運搬、処分に際しては、特別管理産業廃棄物処理基準のほ
9 か、国が定めた石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)(令和3年3月策定)等に基
10 づき、適正な処理を推進します。

11 ・石綿(アスベスト)に関する関係機関連絡会等において、情報の共有を図り、各機関が連
12 携・協力してアスベスト対策を総合的かつ効果的に推進します。

13 ・アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度で認定を受けた
14 施設等による適正な処理を推進します。

1 **(4) 散乱ごみ対策の推進**

2 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進を図るために「長崎県未来につながる環境を守
3 り育てる条例」に基づき、ごみの散乱防止対策を行います。
4 また、県民、事業者、NPO、大学、行政などが一体となって、環境美化活動等に取り組みま
5 す。

6 県民・事業者の取組

7 ア モラル向上、キャンペーン等への積極的参加

8 • ごみの散乱防止のため、モラルの向上に努めます。また、身近なごみの状況を知ることが重
9 要なので、市町などが行う空きかん回収キャンペーンや海岸清掃などに積極的に参加しま
10 す。

11 イ 身近な環境美化

12 • 河川・道路等におけるアダプト団体、愛護団体の登録制度などを活用し、団体が清掃・美化
13 活動に取り組むことによって、身近な環境の美化に努めます。

14

15 【地域清掃活動への取組（例）】

県内の各地域において、個人や団体レベルで多くの環境美化活動が行われています。
これらの活動の中で、行政と民間が協力・連携して、次のような取組が行われています。

長崎県保健環境連合会

市町の各自治会が保健環境連合会としてまとまり、6月の空きかん回収キャンペーン
や、ながさき環境県民会議の委員として当会議の「(仮)ながさき資源サイクル(旧:ゴ
ミゼロ)実践計画に基づいた(仮)ながさき資源サイクル実践活動を行うなど統一的な
環境美化活動を行うとともに、各保健環境連合会においてごみの減量化・リサイクルに
関する事業を行います。

長崎県海と渚環境美化推進委員会

毎年7~8月にキャンペーン期間を設定し、ポスター・新聞等による環境美化啓発活動を行
うとともに県下一斉浜そうじを実施するなど、海浜の環境美化に関して組織的に活動し
ています。

大村湾をきれいにする会

大村湾沿岸市町と大村湾を活動の場とする企業が協力・連携して、啓発活動や漂流ごみの
定期的な回収を行うなど、大村湾の水質保全や環境美化に取り組んでいます。

日韓市民ビーチクリーンアップ事業

平成15年度から年1回、釜山外国語大学校の学生が対馬市を訪れ、対馬市民等と一緒に
なってボランティアによる海岸清掃活動に取り組んでいます。

16

17

1 行政の取組

2 ア 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に関する取組

- 3 ・県内全域でごみの投げ捨て等を禁止しており、さらに、文化遺産の存在する地域や良好な自
4 然環境を形成している地域を対象に、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地
5 区」を指定し、巡回指導を行います。

6 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例では、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを推進するため、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」を指定し、地区内での違反行為については罰則（2千円の過料）を定めています。

「ごみの投げ捨て等防止重点地区：28 地区」

知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にごみの散乱を防止する必要がある区域を、ごみの投げ捨て等防止重点地区として指定します。

「喫煙禁止地区：28 地区」

知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にたばこの吸い殻の散乱を防止する必要がある公共の場所の区域を、喫煙禁止地区として指定します。

7 イ ボランティア団体等との協働

- 8 ・県管理の公共施設（道路や河川等）の清掃・美化活動を行うアダプト団体や愛護団体の活動支
9 援を行い、環境美化の推進を図ります。

10 【県におけるボランティア団体等との協働の取組（例）】

アダプト団体への支援

11 申し込みに基づき登録されたアダプト団体（県管理の「河川、海岸=200m、道路=500m、港湾、漁港、砂防施設=一定区域」以上の区間を年4回以上、清掃・美化活動を行う構成員10人以上の団体）に対して、傷害保険の一括加入や清掃用具の支給・貸与などの活動支援を行っています。

愛護団体への支援

12 届出に基づき登録された愛護団体（県管理の「河川」「海岸」「道路」「港湾」「漁港」「都市公園」「砂防公園」において清掃・美化活動を行う構成員5人以上の団体）に対して、傷害保険の一括加入や清掃用具の支給・貸与などの活動支援を行っています。

2 地域循環システムと地方創生

(1) ごみ処理広域化の推進

生活環境の保全と更なる効率的な廃棄物処理体制の構築を目指すため、市町と連携しながらごみ処理広域化の推進を図っていきます。

ごみ処理を取り巻く情勢の変化等を踏まえてごみ処理広域化を進めるとともに、その達成を考慮して実施される基幹改良工事などについて、必要な支援を実施していきます。

ア ごみ焼却施設の集約化

ごみ焼却施設を令和7年度の16施設から令和12年度までに15施設以内に集約化することを基本とし、ごみの広域処理を図ります。

ただし、各ブロックで適用可能な集約化の計画が策定された場合は、その達成に向けて技術的支援を行います。

イ マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル（熱回収：発電等）の推進

ごみ処理施設の更新時におけるマテリアル・サーマルリサイクル設備の導入を推進します。

その導入にあたっては、国の循環型社会形成本付金を利活用を促し、整備条件等について技術的指導、助言を行います。

ウ ごみ処理施設の延命化の推進

長期広域化・集約化計画に沿った集約化を行う場合に、集約化に向けた既存施設の更新時期の同期化を図る目的で、既存施設における老朽化した機械及び装置等の延命化を行うものについては、国の循環型社会形成本付金の利活用を促し、整備条件等についてこれに対し技術的な指導・助言を行う。

エ 汚泥再生（し尿）処理施設の整備

し尿、汚泥等の処理に係る施設整備・運営経費の削減のため、地域の実情に応じて、下水道や浄化槽等の整備計画等を踏まえた汚泥再生（し尿）処理施設の整備を図るとともに、汚泥の資源化などのリサイクルを推進します。

1 長崎県ごみ処理広域化計画

2 1 計画の目標

循環型社会の形成を推進し、焼却処理や最終処分を行うごみの削減に努めるとともに、ごみ処理の広域化により、地域の社会性や地理的特性を考慮したうえで、処理機能が安定した施設規模の全連続式焼却施設における熱回収や高度な排ガス設備等の整備などをもって、ダイオキシン類の排出削減を継続しながら、生活環境の保全や効率的な廃棄物処理の実現を目指します。

3 2 計画の目標年次と計画期間

計画の目標年次は、令和12年度とし、計画期間は令和3年度から目標年次までの10年間とします。

4 3 市町の広域ブロック割り

目標達成のため、市町の広域ブロックを以下のとおり7つの広域ブロックとして定めます。市町の広域ブロック割は当初の計画から平成21年度に見直ししたごみ処理広域化ブロックを基本とし、その後の市町村合併などを考慮した構成とします。

広域ブロック名	構成市町村
長崎・西彼ブロック (2市2町)	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保・県北ブロック (3市4町)	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
県央・県南ブロック (5市)	島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市
下五島ブロック (1市)	五島市
上五島ブロック (2町)	小値賀町、新上五島町
壱岐ブロック (1市)	壱岐市
対馬ブロック (1市)	対馬市

5 4 全体計画

6 (1) ごみ焼却施設の集約化

次の表のとおり、ごみ焼却施設を令和2年度の17施設（令和7年度時点では16施設）から令和12年度に15施設以内に集約化することを基本とし、ごみの広域処理を図ります。

ただし、各ブロックで適用可能な集約化の計画が策定された場合は、その達成に向けて技術的支援を行います。

1

(施設数)

広域ブロック名	令和2年度	令和7年度	令和12年度	増減 (R12-R7)
長崎・西彼ブロック	4	4	4	± 0
佐世保・県北ブロック	5	5	5	± 0
県央・県南ブロック	3	3	2	- 1
下五島ブロック	1	1	1	± 0
上五島ブロック	2	1	1	± 0
壱岐ブロック	1	1	1	± 0
対馬ブロック	1	1	1	± 0
計	17	16	15	- 1

2

3 (2) その他の取組

4 ア マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル(熱回収：発電等)の推進

5 ごみ処理施設の更新時におけるマテリアル・サーマルリサイクル設備の導入を推進する。そ
6 の導入にあたっては、国の循環型社会形成立付金の利活用を促し、整備条件等について技術
7 的指導、助言を行う。

8

9 イ ごみ処理延命化の推進

10 長期広域化・集約化計画に沿った集約化を行う場合に、集約化に向けた既存施設の更新時期
11 の同期化を図る目的で、既存施設における老朽化した機械及び装置等の延命化を行うものに
12 ついては、国の循環型社会形成立付金の利活用を促し、整備条件等についてこれに対し技術
13 的な指導を助言を行う。

14

15 ウ 焼却残渣等の再資源化処理の推進

16 生活環境の保全上の観点から、最終処分場の延命化を図るため、焼却残渣等のセメント原料
17 化などの再資源化処理を推進し、埋立処分量の削減を図る。

18

19 エ 汚泥再生(し尿)処理施設の整備

20 し尿、汚泥等の処理に係る施設整備・運営経費の削減のため、地域の実情に応じて、下水道
21 や浄化槽等の整備計画等を踏まえた汚泥再生(し尿)処理施設の整備を図るとともに、汚泥
22 の資源化などのリサイクルを推進する。

23

24

1 (2) 長期広域化・集約化計画策定について（一般廃棄物）

2 わが国では、将来の人口減少等によるごみの排出量の減少や、市町が運営する廃棄物処理施設
3 の維持管理コスト増大などの課題により廃棄物処理の非効率化等が懸念されています。加えて、
4 国内では毎年のように大規模な災害が発生しており、様々な規模及び種類の災害に対応できるよ
5 う、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処
6 理するための拠点と捉え直し、平素から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要があり
7 ます。これらの問題の解決や、持続可能な廃棄物の適正な処理を目的とし、また、2050年カー
8 ポンニュートラル実現や、資源循環と災害対策の強化を図るため、国が令和6年3月に「ごみ処
9 理の長期広域化・集約化に向けた通知」を発出しました。

10 「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設
11 の集約化について」

12 県においては、一部市町から、「長崎県ごみ処理広域化計画」の見直しと「長期広域化・集約化
13 計画」の策定に向け、早急に取り組むとともに、県主導で市町の広域化・集約化の取組を後押し
14 してほしいとの要望があります。

15 以上のことから、県としては、国の通知を踏まえ、県が主体となり、現在の長崎県広域化計画
16 の各ブロックを基本単位とし、令和8年度に「ごみ処理広域化・集約化協議会」を設置し、市町
17 等と連携して、令和9年度までを目処に2050年度までの「長期広域化・集約化計画」策定する
18 予定です。

19 今後、持続可能な適正処理の確保に向け、市町等としっかりと連携を図りながら取組を進めてい
20 きます。

21 (留意点)

- 22 ・災害時でも適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、廃棄物処理施設の配置・基
23 数を慎重に検討する必要あり。
- 24 ・プラスチック資源循環促進法の制定により、多くの地域でプラスチックの回収が実施され、
25 回収量が増加することが見込まれる中、プラスチックごみやそれ以外のごみの分別・回収や
26 再資源化等について、積極的に民間と連携した取組の検討も必要。
- 27 ・現在の「長崎県ごみ処理広域化計画」については、新たな「長期広域化・集約化計画」に集
28 約化する予定。

30 (3) 非常災害時における廃棄物の適正な処理

31 非常災害時により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じ
32 させるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の觀
33 点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理する必要があります。

- 34 ・非常災害時においては、市町や廃棄物処理業者による通常の廃棄物処理が困難になるととも
35 に、大量のがれき等の廃棄物が発生することから、県は廃棄物処理の広域的な連携や災害廃
36 棄物の再資源化等も含む処理体制の構築を推進します。
- 37 ・市町が災害廃棄物処理の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図るよう、県は平
38 時から国の災害廃棄物対策指針に基づく助言や情報提供等の支援を行うほか、災害廃棄物仮
39 置場設置運営訓練等の内容を含んだ県主催の災害廃棄物担当者研修会を実施します。

- 1 ・市町は一般廃棄物処理事業者や産業廃棄物処理業者だけでなく、建設解体業や運送業などの
2 民間事業者団体との協力体制を平常時から構築するように努め、県は市町の取組を支援しま
3 す。
- 4 ・災害発生時においては、県は長崎県地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、防災体制
5 の整備を図るとともに、国や都道府県、市町、廃棄物関係業界との連携など災害廃棄物の処
6 理のための調整等を行います。
- 7 ・現在の長崎県災害廃棄物処理計画は平成30年3月に策定したものであり、近年の豪雨災害
8 の頻発や、令和6年1月に能登半島地震が発生し、災害廃棄物を取り巻く状況は計画策定時
9 と比べて大きく変化しています。また、南海トラフ自身に関し、本県の7市1町が防災対策
10 推進地域に指定され、最新の知見に基づく被害想定に応じた災害廃棄物量を整理し、同計画
11 を見直す必要があることから、県においては、新たな計画を策定することを検討していま
12 す。

(4) 資源循環のための事業者間連携（産業廃棄物関係）

- 15 ・製造側が必要とする再生材の質と量を確保すること等を目的とする再資源化事業等高度化法
16 の制定により、製造業者と廃棄物処理業者が連携して、質の高い再生材の利活用に取り組む
17 必要があります。
- 18 ・県は、製造業者（動脈）と廃棄物処理業者（静脈）の業界における動向やニーズ等を踏ま
19 え、両者のマッチング支援等の調整や相談への対応に努めます。また、関連事業者間での資
20 源循環に関する情報の適切な共有の場を提供します。
- 21 ・県は循環ビジネス創出に向けた可能性や課題等について研究を行います。